

平成 21 年度第 1 回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>本日の会議は、委員 20 人中 17 人の委員に御出席をいただいておりますので、愛知県学校法人等助成審議会条例第 4 条第 3 項の条件を満たし、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、徳光会長から、御挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>次に、大久保県民生活部長から、御挨拶を申し上げます。</p>
県民生活部長	<p>(県民生活部長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の一部に異動がありましたので、新たに委員に御就任いただきました方々を配席に従って御紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>それでは、審議会条例第 4 条第 2 項により、会長が議長となることとなっておりますので、会議のお取り回しを会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行に皆様方の御協力をお願い申し上げます。</p>
会長	<p>審議に入ります前に、運営要領第 5 条の規定に基づき、会議録署名人を会長が指名することになりますが、今回は山本委員と吉田委員を署名人として指名させていただきますと思います。</p> <p>山本委員、吉田委員、署名人をお引き受けいただきますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会長	<p>続きまして、会議次第の 5 の「平成 21 年度愛知県私学振興関係予算について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(平成 21 年度愛知県私学振興関係予算について説明)</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問がございましたら御発言ください。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>幼稚園授業料等軽減補助は、国就園奨励費の上乗せを甲、乙の区分と、それ以外の新入園時の1回の補助があるわけですが、補助単価は、公立幼稚園との授業料との差により出てくる数値と伺っています。幼稚園の場合、概ね600万円までの年収の世帯に補助が出ると思います。高校の場合830万円までの世帯に補助金が出るということですが、高校の場合、乙Ⅱまで入れると私立高校生の何割くらいまでが対象になるのか。そして、高校によって授業料は違うでしょうが、乙Ⅰ、乙Ⅱの家庭が平均どれくらい授業料として年額負担しているのか分かればお教えいただきたい。</p>
事務局	<p>まず、質問の前段の部分ですが、私立幼稚園就園奨励費の場合、乙は680万円以下の世帯を対象にしており、県の高校授業料軽減補助の場合は830万円以下の世帯を対象ということで、予算積算上は、県内全私立高校生の56%を対象とするように積算しております。この56%は、幼稚園の国の奨励費補助が11年度当初に56%を対象としているということから、高校も56%を計上した経緯があります。幼稚園の680万円と高校の830万円の世帯年収の差は親の年齢の差による年収に起因するものと考えます。</p> <p>2つ目の親御さんの私立高校授業料負担額の御質問につきましては、参考資料4ページを御覧ください。私立高等学校授業料軽減貸付金の甲Ⅰは月額31,900円ですが、これを年額にしますと382,800円。これが、子どもが予算を積算するに当たっての県内の私立高校授業料の平均値であり、甲Ⅰにおいては授業料全額を補助するものであります。次に甲Ⅱが年額264,000円で、382,800円とこの264,000円の差118,800円が、県立高校授業料月額9,900円の年額相当に当たります。甲Ⅱにおいては、親御さんには県立高校授業料並みを負担するという設定で単価が設計されております。乙Ⅰでは、県立高校の授業料の1.5倍まで負担していただき、乙Ⅱは県立の2倍まで負担していただくという仕組みになっております。</p>
会長	<p>ほかに御質問もないようですので、会議次第の6 諮問事項の審議をお願いします。</p> <p>本日、御審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について（諮問）」のとおりであります。</p> <p>それでは、諮問番号21-1「平成21年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(平成21年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお伺いしたいと存じます。</p>

発言者	発言要旨
委員	<p>ちょうど1年くらい経ちますが、リーマンショックがあり、百年に一度の世界的不況の中で、本年度の予算については、県は大所高所に立って、495億もの私学予算を組んでいただき、私学関係者は深く感謝申し上げている次第です。経常費補助と授業料軽減補助と合わせますと全国的にみて最高レベルの補助金をいただいている訳です。</p> <p>私ども私学協会と私学経営者協会と両方の組織があるわけですが、今年は合体した形で経常費補助の補正評点に関して要望を3点ほど出しました。事前に話し合い、今年はこれでいくということになったわけですが、3点については、次年度以降の配分をお願いしたい。時間もありませんので、簡単に申し上げますが、教員充実状況については、私立高校の実態を見ますときつい基準であります。専任率を高めなければならないこととなりますので、配慮をお願いします。</p> <p>また、これから平成26年度までは高校生徒数のミニ急増期ということで、学則定員を上回って収容することもあります。学則定員を上回って収容すると補正評点の対象になって減点されることについては、考えていただけるようお願いいたします。</p> <p>それから、生徒納付金につきまして、愛知県は全国的に見ても厳しい補正評点になっている。その関係もありまして、全国平均から5万円くらい初年度納付金が低いという状況が続いている。これにつきましても御配慮いただきたい。</p> <p>さて、この補正評点の話と違い、お叱りを受けるかもしれませんが、公立高等学校の授業料実質無償化が政権交代により実施されようとしております。私立高校はそれを危機的に捉えています。今から60年前に、私どもの私立高校は旧制中学校であったり、旧制の高等女学校であったりしたわけですが、法律でもって強制的に昭和22年に新制の中学校に、そして23年に新制の高等学校に分離された訳ですが、御存知のように公立中学校にあつては無償ということで、私立中学校は有償ということで次々と整理されました。現在20校が活動しているわけですが、ほとんどは厳しい状況であります。そのような姿に私立高校もなるのではないかと私は危惧しております。できるだけ公立に近い数字を私学助成、経常費補助或いは授業料軽減制度でしっかり行っていただきたい。終戦直後の私立中学のような姿にはならないよう一層の御検討を県、県議会、そして国にお願いしたいと思います。</p> <p>そして、先週の土曜、日曜日と私立学校展も終わりました、いよいよ私どもの教員も中学校へ訪問する訳ですが、現場では「これからどうなるのか。」と中学校の先生も父兄から言われて、答えられなくて困っています。そういう中で少なくとも11月の半ばくらいには何とかしないと生徒募集ができなくて大変なことになると現場の先生に私も突き上げられています。これにつきましても何らかの方途を取っていただき、私立高等学校の入試が混乱をして私立高校に入学する生徒が激減をして2対1どころではなくなったということにならないようお願いしたい。ここで取りあげることとは違うということは重々承知しているが、私どもの見地としてお伝えした。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
県民生活部長	<p>専任教員比率、学則定員の問題ですが、来年以降5年ほど高校入学者が増加する時期に入ります。これについては、公立と私立の受け入れ比率2対1の中で受け入れていくわけですが、先ほどの3項目の助成の関係については、基準緩和という方向で検討させていただきたい。</p> <p>それから、公立高校授業料無償化の話であります。政府はこの法案を年明けの通常国会に提出するという事ですので、未だ正式には分からない部分もありますが、私どもも民主党のマニフェストにあるような内容で県の制度を4月に間に合うようにと考えています。しかし、中学校にどうやって説明するかと申しますと、年内に明らかにするような状況ではありません。県教育委員会も同様な状況で時期の問題で窮しているところであります。</p> <p>公立志向が高まるのではということにつきましては、民主党のマニフェストはまず高校全入ということがありまして、公立高校無償化というように流れがありまして、高校全入が実現しない中で来てるわけでありまして。授業料軽減措置が各都道府県ばらばらでやっています。24万円、12万円より手厚くやっているのは、15の都府県です。残りの30ほどは24万円、12万円の中に納まってしまうのです。国の統一基準として示されたら、それに対して県の自主財源でどう実施していくか、今までの経過を含めてどう制度設計をしていくか、他府県の状況を見ながらしっかり考えていきたいと思っています。制度がこうなったからといって、簡単に切り下げという方向は出しにくいと思っていますので、しっかり制度設計をしていきたいと思っています。</p> <p>公立志向が高まって私学に来なくなるのではとテレビ等でおっしゃる方もいますが、必ずしもそうなるとは思いません。特色ある教育、良質な教育を私学各校が実施していることは十分承知しておりまして、県が授業料軽減をしていない層の方にも12万円の補助があることから私学の授業料が3分の2になるわけですからこれはやはり魅力ある学校に入学させたいと思う親御さんにとってはかなりインセンティブが働くのではないかと考えています。これは、私学の方々の御努力にも負うところもあると思いますので、よろしく願います。</p>
委員	<p>私学側の意見も良く聞いていただき、よい方向に向かうよう要望します。</p>
委員	<p>来年度から中卒者が3,000人くらい増えます。26年までで2~3千人増える見込みです。今春私学側で努力はされたものの1,700人から1,800人の欠員が生じました。この状況が続くと行き先がなくなる生徒も出かねない状況もあります。今回は生徒収容において低い場合について考慮されたが、ミニ急増期に向けて超えた場合については、今後緩和をしていただき、私学で生徒が受け入れやすいよう考慮していただきたい。</p> <p>授業料の関係については、まだはっきりしませんが、国の概算要求を見ますと、子ども手当てと並び大きな柱ですので、これを前提に中学校に説明しておりま</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>す。</p> <p>昨年に引き続き、私学現場の様子を補助金の配分のあり方に反映するというスタンスで、私どもの意見を十分に組んでいただきありがたいことだと思っています。その結果、参考資料の12ページにありますようにスクールバスに対して今まで2台より多いと減点でした。補助金を多くもらおうとすると、スクールバスは2台までということになり、そうすると運行時間が長くなりますし、子どもたちが乗っている時間が長くなります。子どもの立場で考えるとそれはおかしいということで、今回4台までは減点しないように変えていただいた。</p> <p>確かにそうすると郊外の幼稚園では有効に働くと思います。しかし、これから少子化が進み、園児の数が今の3分の1くらい少なくなる。或いは国策として保育所に誘導する動きがあります。名古屋市内でも千種区、昭和区、瑞穂区以西の私立の幼稚園では60人から80人の規模で良心的に良い保育をしている幼稚園が段々増えてきています。また、ヨーロッパの幼稚園でも、60人、80人の幼稚園は当たり前でそれ以上規模の大きい幼稚園はイレギュラーという状況です。このような中、スクールバスが4台までOKですよということを愛知県全てのエリアで行われますと、小規模の幼稚園が密集しているところでは、廃園になる幼稚園も出てくるのではと危惧します。ですから、この新しいシステムに変えていただいたところで、振興室にお願いしたいのは、愛知県では300、500という大規模の幼稚園も多いですが、大規模な幼稚園や小規模な幼稚園にどのような変化があるのか注意深く見ていただきたい。</p> <p>私は子どもたちのためには小規模幼稚園を守っていかなければならないと思っています。特に愛知県では、スクールバス1台1回の運行時間、幼稚園を出て、幼稚園に戻ってくる時間を30分以内にという指導をしてきました。交通事情で難しいという声もあり、30分以上も子どもが乗っているのはおかしいという思いからこの2台から4台になっているわけですが、先に言ったことも考えていただき、より良い方向を探っていただきたい。</p> <p>2点目ですが、預かり保育のことで、若干変更がありました。前は4時間を越える場合加算がありました。今回は最高7時間を越える場合まで加算があります。そもそも幼稚園のコアの部分は4時間ということで、愛知県の場合は概ね9時から2時、9時半から2時半と5時間が平均と思いますが、これに7時間が加わると12時間幼稚園にいるということになります。この規定どおりやらないと国からの補助金が愛知県にこない。でも、本当に子どもの立場に立った場合、本当に子どもを豊かに育てたいという気持ちでみた場合、愛知県はこのことについてどう考えますか。こういったことは非常に大事です。幼児教育に一番重要なのが心の教育です。助成審議会で数字の計算式だけのことでなく、愛知の子どもをどう育てるのか、その幼児教育の部分で本当にこれがいいのかを考えてほしい。</p> <p>今日申し上げてすぐに解決する訳ではありませんが、子どもの立場になって考えたときにこういうシステムでいいのかと私どもでも全国組織においても直す</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>方向で動きたい。愛知県としても愛知の子どもをどう育てるのが、助成審議会の一番大事なことであると思います。</p> <p>2点目の国の制度変更についてであります、やはり国庫補助を取るという話がありますので、国の基準を守っていかなければならないわけがあります。今回、委員の指摘した預かり保育の6月調査実績では5時間、6時間の保育は1園ずつで、7時間を超える幼稚園はありません。制度変更の中味を見ますと、基礎単価につきましては、国が伸ばしておるのは間違いありません。今まで以上に幅広く各園に配られるものと思っております。</p> <p>愛知県として子どもたちに対してどう考えていくかということにつきましては、今後とも幼稚園連盟と協力して進めていきたいと考えています。</p>
委員	<p>振興室と補助金の話をするときによく言われることで「補助金をもらうためにやっているのですか」という言葉がグサグサとささるのです。ただ、こういう制度設計をされるとできるだけ有効に補助金をもらいたい、活用したいと思うのが経営者として当たり前のことだと思います。今は1園であっても、補助金というのはある意味で誘導措置で、そちらの方に誘導される訳です。私どもも会員に対しこの預かり保育の7時間はいかに異常なことだといろいろな機会に話をしますが、県としても国の基準とは言え、こちらの方に誘導するということもありますので、御理解をいただきたい。</p>
県民生活部長	<p>一つはスクールバスの話ですが、スクールバスを使用しない幼稚園には12点を加算するというのがありますが、これが原則だと思います。スクールバスを使わないで通園しようというのが配点としては高いです。</p> <p>ただ、いろいろな事情が幼稚園間にあり、郊外幼稚園では徒歩通園は無理だという、それは、名古屋市内と郊外とでは状況が違いますので、緩和というかこのように考えていかなければいけないということは御理解いただきたい。</p> <p>預かり保育につきましては、必ずしも国の方針に従ってこれを改正した訳ではありません。実は、御承知のように保育園の方で待機児童が多い。これは何年間もかけて解消という訳ではなく、今待機している子どもさんが多いという実情がありまして、保育園でできない部分を幼稚園で預かり時間を長くしてもらい、緩和につなげたらということです。これが国側の考え方であり、委員がおっしゃるように幼稚園教育と保育園の違いはあるものの、愛知県において認定子ども園の制度がなかなか進まない状況の中でやむを得ないことだということで、御了解いただきたい。</p>
委員	<p>以前、財務情報の公開について減点項目から加点項目にさせていただきたいということについて、加点していただいたことはありがたく感謝しています。</p> <p>資料12ページにありますように学校法人立幼稚園の事務費に公認会計士によ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>る監査経費を計上していただいていることで、財政難の折、僭越なお願いですが、公認会計士協会において不祥事の防止・品質管理の観点から監査を行った監査証明をさらに違う公認会計士が審査をするという動きになっています。文部科学省の認可法人にあつてはそれが強制になっています。知事所管の学校法人にあつては、まだ強制ではないのですが、してくださいという形になっています。監査の品質を一定にするために監査をした監査証明を違う会計士がさらに審査しなければいけないという動きを鑑みると、補助金は基本的に納税者が納めたお金を学校法人に補助金として支払う。その納税者に対する透明性・説明責任を果たすために監査が必要であります。会計士の責任であります、その品質を高めるために会計士協会はそれを審査するという動きがあり、文部科学省ではそれが強制的になったことを考えますと、知事所管はまだ強制ではないのですが、そういう動きがあり、そのようにやっていただいている学校法人もあります。確かに小規模な学校法人は大変な負担をかけることになるのです。今までの監査法人とは別に違う会計士にお金を支払わなければならない動きになってまいりますので、是非その点を今年でなくてもいいので、今後こういう動きがあることを考えていただき、補助金において配慮していただければと思います。</p>
事務局	<p>委員指摘のとおり監査がしっかりしてやっていただけることは、補助金を出す側としてもあるべき姿だと思います。来年度以降になると思いますが、学校側の状況を見ながら、考えてまいりたいと思います。</p>
会長	<p>他に御質問もないようですので、審議を終了し採決したいと存じます。</p> <p>ただいまの諮問番号21-1「平成21年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会長	<p>御異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>続きまして、ただいまの私立学校経常費補助金の配分方法に関連しますので、会議次第の7 報告(1)「平成21年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成21年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(審議会資料に基づいて説明)</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお伺いしたいと存じます。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会長	<p>特に、御質問も御意見もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p>
会長	<p>以上をもちまして、知事から諮問のありました事項に対する審議は終了いたしました。</p> <p>その他、特にこの機会に何か事務局への御質問なり、御意見なりございましたらお願いします。</p> <p>なお、途中退席された委員から書面にて意見をいただきましたので、読み上げます。</p> <p>「諮問事項について、特に異議ございません。すべての学校でインターネット整備、体験学習の導入など、教育環境の整備、多様な学習が行われるなど、教育条件等の進んでいることは喜ばしいことと思います。今後とも、私学の独自性を維持されつつ、教育条件の整備が更に進みますように期待します。できれば、少人数学級の充実が更に図られますように誘導策を御検討いただきたい。」</p>
会長	<p>特に、御質問も御意見もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきますと存じます。なお、本日の会議の結果につきましては、この後、県政記者クラブにおいて、審議の結果を発表することといたしておりますので、御承知願います。議事の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>
県民生活部長	<p>本日は、熱心に御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。皆様の貴重な御意見をこれからの私学助成に反映できますよう努力してまいり所存でございますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局から1点御連絡いたします。</p> <p>任期満了に伴う就任手続のお願いでございますが、本審議会の委員は、来る11月30日をもって全委員の皆様が任期満了となります。引き続き委員に就任いただく方には、後日、就任手続をお願いしますので、その節はよろしく願いいたします。</p> <p>これをもちまして本日の審議会は終了いたします。どうもありがとうございました。</p>